

品川区教育委員会会議記録

平成 26 年 第 9 回 臨時会

場 所 教育委員室
期 日 平成 26 年 11 月 17 日
開 会 午後 3 時 00 分
閉 会 午後 3 時 16 分

出席委員	委員 長 鈴木 敏夫 委員長職務代理者 市川 信之助 委 員 波多野 美佳 委 員 菅谷 正美 教 育 長 中島 豊
欠席委員	

出席職員	教 育 次 長 田村 信二 庶 務 課 長 品川 義輝 学 務 課 長 野呂 瀨 久 指 導 課 長 渋谷 正宏 学校支援担当課長 村尾 勝利 品川図書館長 中元 康子 制度改革・待機児童対策担当課長 今井 裕美
------	--

議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> 署名委員に市川委員、菅谷委員を指名。
---------------------------------	--

件名	日程第1 第41号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(学務課長) <ul style="list-style-type: none"> 制度改革・待機児童対策担当課長より説明する (制度改革・待機児童対策担当課長) <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員A) <ul style="list-style-type: none"> 今回の改正により、支援法第19条第1項第1号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもの給付金額はいくらになるのか。
事務局説明	(制度改革・待機児童対策担当課長) <ul style="list-style-type: none"> 支援法第19条第1項第1号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもの公定価格は、国の政令で定めるものとされているが、現時点では、平成27年度の給付金額は確定していない。なお、現時点の支援法第19条第1項第1号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもの金額は40万円程度である。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	<p>日程第1 第42号議案</p> <p>品川区立教育センター条例の一部を改正する条例の立案請求について</p>
担当課説明等	<p>(学校支援担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、指導課には何名の指導主事がいるか。
事務局説明	<p>(学校支援担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、指導課には、統括指導主事が2名、指導主事が7名在籍している。平成27年度の体制としては、指導課に統括指導主事1名、指導主事2名、教育総合支援センターに統括指導主事1名、指導主事5名を配置する予定である。所掌事務として、教育総合支援センターでは、教員研修、教育相談や健全育成などにおいて学校経営の支援等を行う。また、指導課では、教育改革「プラン21」の品川ルネッサンスの施策である英語教育、ICT関係等の業務を行うことになる。なお、指導主事を指導課と教育総合支援センターに分割して配置することになるが、指導主事の総数9名は現在と変わらない。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第2 報告事項 平成26年秋の叙勲受章者について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員A) ・ 受章する年齢は、年々、高齢化しているのか。
事務局説明	(教育次長) ・ 近年の傾向では、受章年齢が高齢化しており、特に公立学校出身者は80歳を過ぎてから受章する方が多い。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第3 その他 平成26年12月の行事予定について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明 ・ 12月の委員会開催について、9日の定例会は事業部経営会議と重複しているため、16日の午後4時開始としたい。また、24日の定例会は、出席できる委員が過半数に満たないため、22日の午後2時開始としたい。なお、22日については、緊急の案件がない限り休会することとしたい。
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	12月の教育委員会開催は、12月16日の午後4時、12月22日の午後2時開催とする。なお、22日の教育委員会は、緊急の案件がない限り休会とする。